


豊橋技術科学大学長 殿




平成16年 3月1日

審査委員長 三宅 醇 

論文審査及び最終試験の結果報告書

このことについて、下記の結果を得ましたので報告いたします。

記

学位申請者	馬 相 烈	学籍番号	第 0 1 9 4 0 6 号	
申請学位	博士(工学)	専攻名	環境・生命工学専攻	
論文題目	地方都市の市街化調整区域における開発実態を踏まえた都市計画法34条8号の3の活用・運用方針及び方策に関する研究 -豊橋市を事例に-			
公開審査会の日	平成 16 年 2 月 19 日			
論文審査の期間	平成 16 年 1 月 28 日～平成 16 年 3 月 1 日	論文審査の結果	合格	
最終試験の日	平成 16 年 2 月 19 日	最終試験の結果	合格	
論文内容の要旨	<p>よりよい都市を形成するために市街化調整区域をどう制御するかは、今日の都市計画の大きな課題である。本論文は、市街化調整区域の開発誘導・規制手段である都市計画法34条8号の3の活用・運用上の課題とその方策について、地方都市の豊橋市を事例に、コンパクトシティ形成の視点から、開発実態を踏まえて明らかにしている。第1章は、研究の背景と目的を述べ、第2章では、豊橋市の線引き以降現在まで約30年間の市街化調整区域における開発実態の定量的分析を試み、調整区域においても一般市街地同様に生活と交通の利便性が開発立地要因であることを示している。第3章では、調査時点で既に法34条8号の3に基づく条例を施行した他県の4都市、及び愛知県内の同法による条例制定権をもつ12都市へのヒアリング調査を基に、同法の活用・運用に関して自治体の考え方及び都市計画マスタープランとの関係等を整理し、課題を抽出している。第4章では、運用に際して問題となる、開発許容区域を選定する一つの客観的手法として、まず区域指定の候補となる「集落」の開発許容適性を、階層分析法を用いて評価している。次にその評価結果を基に、都市計画マスタープラン、住宅需要予測、及び「集落」の宅地供給可能戸数を考慮した開発許容集落の選定を試み、選定手法の有用性を明らかにしている。以上の結果を踏まえ、第5章では、豊橋市における法34条8号の3の活用・運用、及び方策の提言を行っている。第6章では、本研究を総括している。</p>			
審査結果の要旨	<p>地方分権化の進む中、地方自治体は良好な都市形成のために地域の実状に応じた都市計画制度の適切な活用・運用が求められている。また、持続可能な都市づくりに向けたコンパクトシティ形成も地方都市計画の重要な課題である。市街化調整区域の土地利用実態や開発メカニズムを明らかにした研究は既に多いが、2000年の都市計画法改正で新たに自治体での活用、運用が求められることになった法34条8号の3に関する研究はまだ出されていない。その活用・運用は、今後の市街化調整区域の土地利用のあり方を大きく左右し、ひいては地方都市のコンパクトな都市構造の形成に深く関わってくる。本研究は、このような都市計画上の重要性の認識に基づき、法34条8号の3の活用・運用上の課題を抽出した上で、土地利用計画実現手段としての活用の都市計画マスタープランへの明確な位置付け、及び都市が抱えている課題の的確な把握による運用の重要性を指摘した。さらに法34条8号の3の条例による区域指定の候補となる集落の客観的選定手法を提案し、豊橋市への適用を通して、コンパクトな都市構造形成を前提とした法34条8号の3区域指定のための手法の有用性を確認し、運用上の有益な情報を得ている。以上、本研究は、地方都市の市街化調整区域における開発規制・誘導に寄与する適時性のある知見を提示し、都市計画制度研究分野での意義ある貢献をなしている。よって、本論文は博士(工学)の学位論文に相当するものと判定した。</p>			
審査委員	三宅 醇 	渡邊 昭彦 	大貝 彰 	
	印	印	印	

(注) 論文審査の結果及び最終試験の結果は「合格」又は「不合格」の評語で記入すること。